

お知らせ

令和3年5月13日
宇部市総務財務部契約課

入札・契約制度の見直しについて

建設コンサルタント業務等の品質確保及び適正な賃金水準の確保のため、国が低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式及び上限値を見直したことに伴い、本市においても国に準じて改正します。

記

1 改正要領

宇部市建設コンサルタント業務等最低制限価格制度試行要領

2 改正内容

最低制限価格の算定式等の改正（下表**下線部**を改正）

業務区分	改正前		改正後	
	最低制限価格 基準額	上限値及び 下限値	最低制限価格 基準額	上限値及び 下限値
測量	直接測量費 +測量調査費 +諸経費×4.8/10	設計金額の 6/10～ <u>8/10</u>	変更なし	設計金額の 6/10～ <u>8.2/10</u>
地質 調査	直接調査費 +間接調査費×9/10 +解析等調査業務費× 8/10+諸経費× <u>4.5/10</u>	設計金額の 2/3～8.5/10	直接調査費 +間接調査費×9/10 +解析等調査業務費× 8/10+諸経費× <u>4.8/10</u>	変更なし

※建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタントは改正なし

3 施行日

令和3年6月1日（以降に公募のお知らせ又は指名通知を行う案件について適用）